

（趣旨）

第1条 この細則は、浦安市国際交流協会会則（以下会則という）第8条に基づき、浦安市国際交流協会（以下協会という）の会長、副会長および会計の役員（以下三役という）を公明かつ円滑に選出するために、必要な事項を定める。

（三役の選出方法）

第2条 三役の立候補者を公募により募集し、運営会議での選挙により選出された者が役員候補者となり、会則第12条に定める理事会の決議を経て、第11条に定める総会の承認により選出する。

（立候補の方法）

第3条 立候補者は2名の推薦者を必要とする。立候補者および推薦者の資格は在籍1年以上の現会員とする。

- 2 立候補者は、所定の届出書を選挙告示期間中に選挙管理委員会（協会事務局が代行して受領する）へ持参する。選挙管理委員会は、資格審査を行い、届出書を受領する。

（選挙人）

第4条 選挙人は、三役、会則14条に定める各部部长、各副部部长および各委員会委員長とする。ただし兼務がある場合の投票は1票とする。

（選挙管理委員会）

第5条 新たに三役を選出する場合、運営会議は選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は、別途制定された選挙管理委員会規程に基づき運営する。

（選挙の方法）

第6条 会長選挙と副会長及び会計の選挙は時期を違えて実施する。会長選挙を先に実施した後に副会長および会計の選挙を実施する。これらの選挙の投票は2週間以上の期間を置き実施する。投票は無記名の投票とし、改選定数者の氏名を単記または連記する。得票数上位者から改選定数者を当選者とする。ただし立候補者が定数を超えなかった場合は、無投票当選とする。

- 2 前項会長候補選挙においては、第1回投票で各立候補者の得票数が過半数を超えない場合、上位2名までを対象に再投票を行う。ただし最多得票者に次ぐ同数得票者が複数の場合は、同数複数得票者を対象に再投票を行い、上位2名を確定する。その後再投票により過半数の得票者をもって決定する。
- 3 その他副会長および会計候補者については、上記に準ずる。
- 4 選挙人は、告示期間終了後、翌日から選挙実施日前日までの期間に、別途選挙管理委員会により定められた方法で不在者投票を行うことができる。ただし本条第2項に定める再投票はできない。

（選挙実施要領）

第7条 選挙管理委員会は、本細則に基づいて「選挙実施要領」を定める。

（改廃）

第8条 本細則の改廃は、選挙管理委員会と協議の上、運営会議が行い理事会・総会へ報告する。

附則 この細則は、2014年 2月 22 日から施行する。